

## 「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成26年10月）について

平成26年11月18日

日本証券業協会

### 【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

### 1. 平成26年10月中に受理した通報の概要

#### (1) 通報件数

○ 【図表1】のとおり、平成26年10月中に受理した全通報件数は211件。

1営業日当たりの平均通報件数は約10件。先月及び先々月を除いて、200件超の通報が継続しており、依然として注意が必要です<sup>1</sup>。

#### (2) 購入・取引を勧誘された商品

① 【図表1】のとおり、平成26年10月中において最も多かったのは、「その他」の95件（45.0%）<sup>2</sup>。

② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。

③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

#### (3) 被害の金額

① 全通報件数211件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは32件（15.2%）。

② 被害の金額は、合計で約2億4千万円。

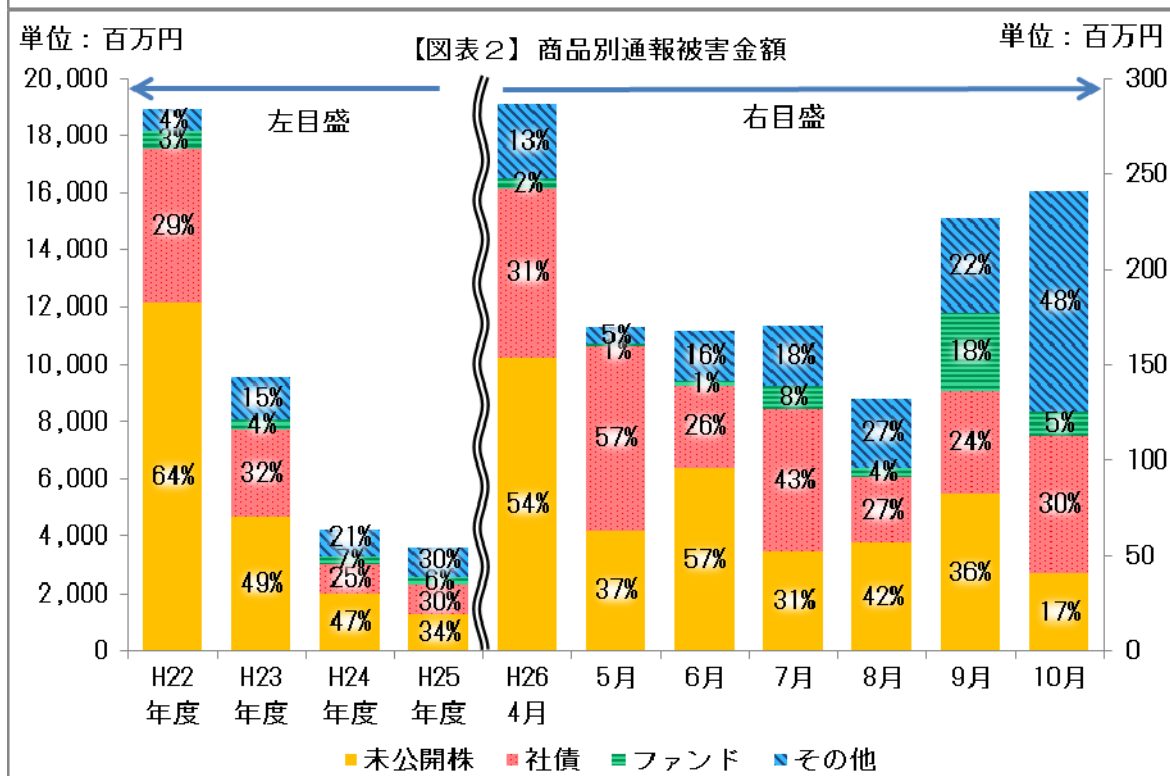
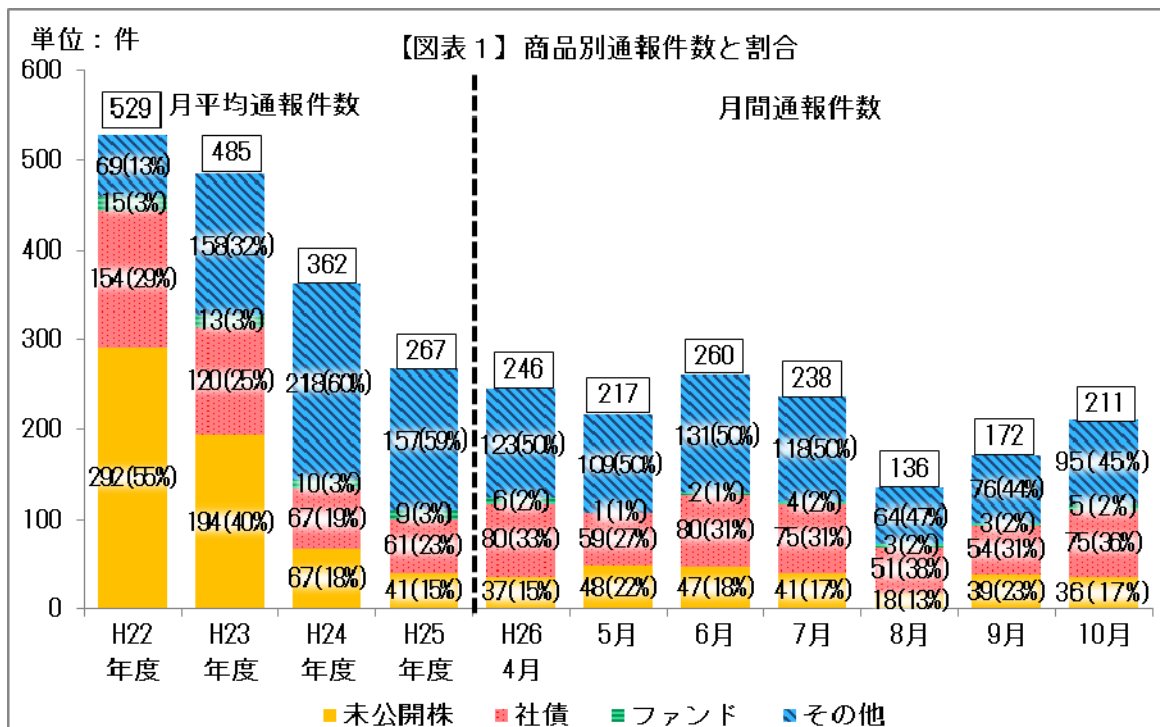
③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「その他」の約1億1千6百万円（48.1%）<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 去る平成26年11月4日、警察庁では、「平成26年9月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています（[http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi\\_toukei.pdf](http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf)）。ここでは、平成26年1月～9月における特殊詐欺全体の被害総額が約402億円（前年同期比18.1%増）となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約102億円（同22.1%減）であったことが紹介されています。

<sup>2</sup> 「その他」95件のうち、72件（75.8%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

<sup>3</sup> 「その他」約1億1千6百万円のうち、約8千6百万円（74.1%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

- ④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約750万円。
- ⑤ 最大の被害金額は7千6百万円(過去に受けた未公開株に関する詐欺被害を回復するためとして、ファンドへの投資を求められ、現金を支払ってしまったとの通報)。
- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



※掲載しているグラフ等の数値に一部誤りがございましたので、訂正を行っております。(平成26年12月16日)

#### (4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面が多いのが、現金の直接手渡し（自宅又は街頭の待合せ）や送付（郵便、宅配便）。
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

#### (5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約90%。そのうち一人暮らしは約27.9%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位（別紙参照）、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうとされています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

## 2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報に見られる手口をご紹介します。

### 「著名人の兄弟が経営」「著名人の間で話題」

業者を名乗る者から「テレビによく出演している〇〇さんの兄弟が代表を務めるA社の社債を購入しないか。A社には著名人の△△さんや××さんが出資しており、購入すれば必ず儲かる。」と話をもち掛けられた。

- ある日、業者を名乗る者から、テレビに出演している芸能人など、実在する著名人が関係しているという会社の話をもち掛けられます。
- 続けて、「この会社は著名人の間では話題になっていて、多くの著名人が投資している。」などと聞いたことのある著名人も投資していると言ってきます。
- 最後に、「その会社の社債は一般には出回らないが、今回、特別に入手した。この社債は利率も高く、必ず儲かる。」などと未公開株や社債の購入を勧誘してくるのがよくある手口です。
- こうした会社は実在しないか、挙げられた著名人が関係したり出資しているのかどうか、定かではないことが多くあります。
- そして、このような場合に購入代金を渡してしまうと、業者を名乗る者とは連絡が取れなくなることがほとんどです。
- このような手口では、会社関係者として、実際にテレビなどに出演している著名人の名前を具体的に挙げることで、架空の投資話に真実味を持たせたり、「その企業の社債は著名人の間でしか手に入らない。」などと投資話にプレミアム感をもたせることで、被害者の興味を誘っているものと思われます。
- 業者を名乗る者から、実在する著名人が関係しているとされる儲け話をもち掛けられたとしても、安易に信用しないことが被害の防止に重要です。
- こうした話をもち掛けられた場合、送金などは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにしてください。<sup>4</sup>

<sup>4</sup>詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」  
([http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/moukaru\\_teguchi.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html))

### 3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供<sup>5</sup>、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者<sup>6</sup>や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。<sup>7</sup>

<sup>5</sup> [http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/index.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

<sup>6</sup> 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

<sup>7</sup> 日本証券業協会では、ホームページ上の次の URL において、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf)

#### 4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書<sup>8</sup>では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成26年9月までの4年半の間に約2万1千件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部（電話：03-3667-8647）

<sup>8</sup> <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

総通報件数 211 件 (平成 26 年 10 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	4	1.90	滋賀県	1	0.47
青森県	1	0.47	京都府	7	3.32
岩手県	1	0.47	大阪府	12	5.69
宮城県	2	0.95	兵庫県	14	6.64
秋田県	0	0.00	奈良県	4	1.90
山形県	1	0.47	和歌山県	1	0.47
福島県	3	1.42	鳥取県	0	0.00
茨城県	7	3.32	島根県	1	0.47
栃木県	3	1.42	岡山県	7	3.32
群馬県	2	0.95	広島県	4	1.90
埼玉県	12	5.69	山口県	5	2.37
千葉県	10	4.74	徳島県	0	0.00
東京都	29	13.74	香川県	5	2.37
神奈川県	13	6.16	愛媛県	1	0.47
新潟県	4	1.90	高知県	0	0.00
富山県	2	0.95	福岡県	10	4.74
石川県	3	1.42	佐賀県	0	0.00
福井県	2	0.95	長崎県	1	0.47
山梨県	2	0.95	熊本県	1	0.47
長野県	4	1.90	大分県	0	0.00
岐阜県	5	2.37	宮崎県	4	1.90
静岡県	2	0.95	鹿児島県	5	2.37
愛知県	14	6.64	沖縄県	0	0.00
三重県	2	0.95	不明	0	0.00

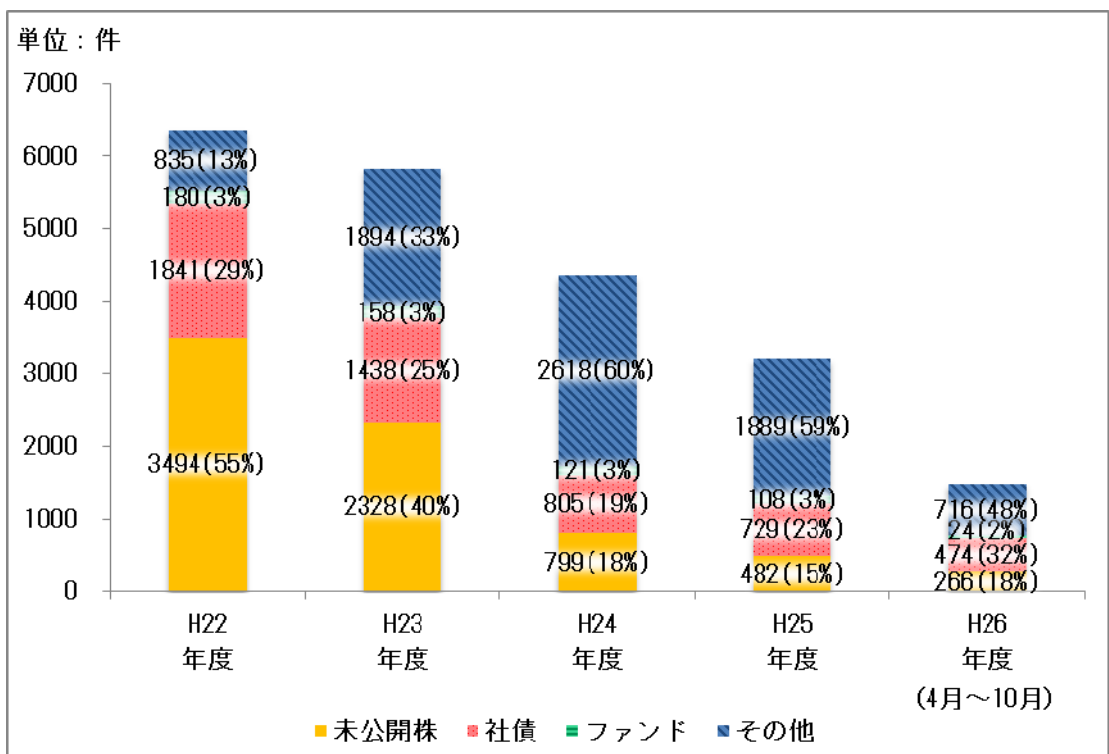
[参考]

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況  
(平成22年4月~平成26年10月)について

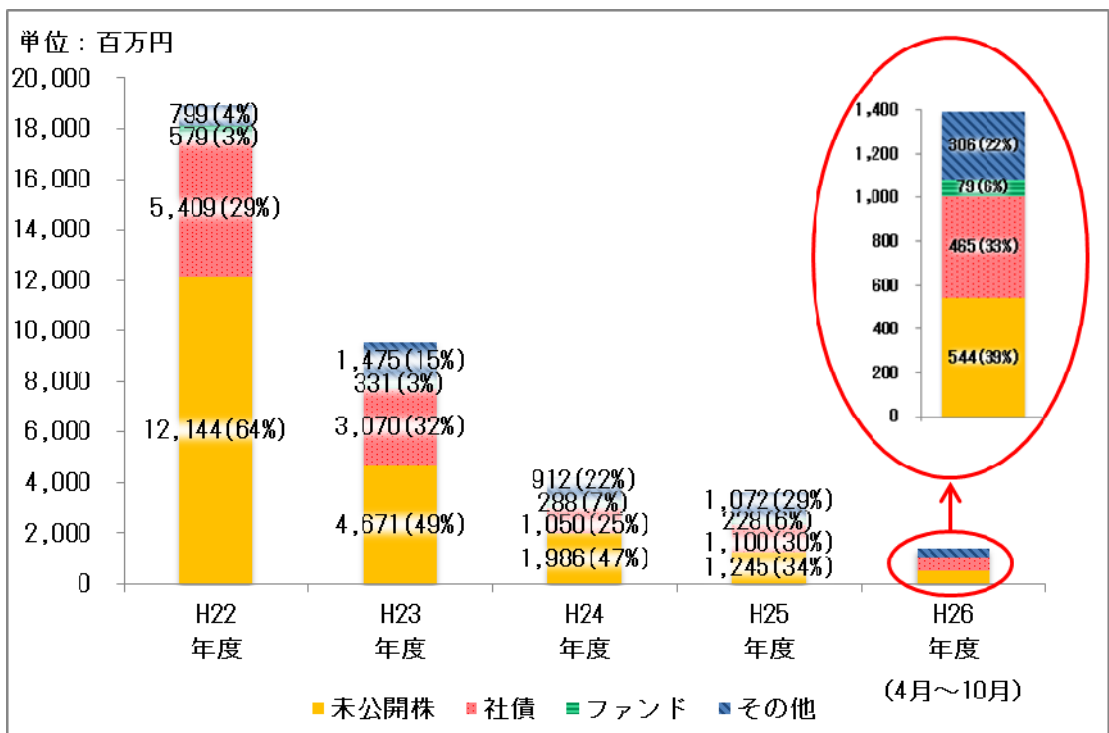
※掲載しているグラフ等の数値に一部誤りがございましたので、訂正を行っています。(平成26年12月16日)

総通報件数：21199件 被害総額：377億5176万円

1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月~平成26年10月)

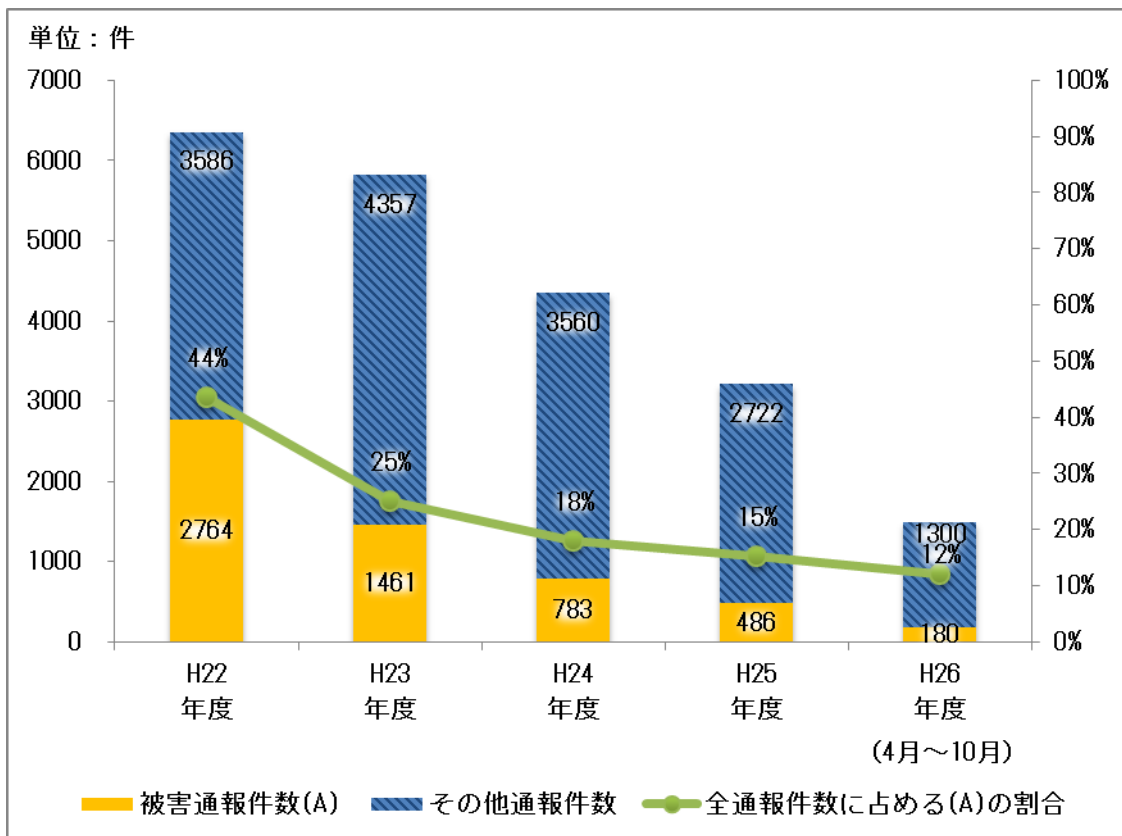


2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月~平成26年10月)

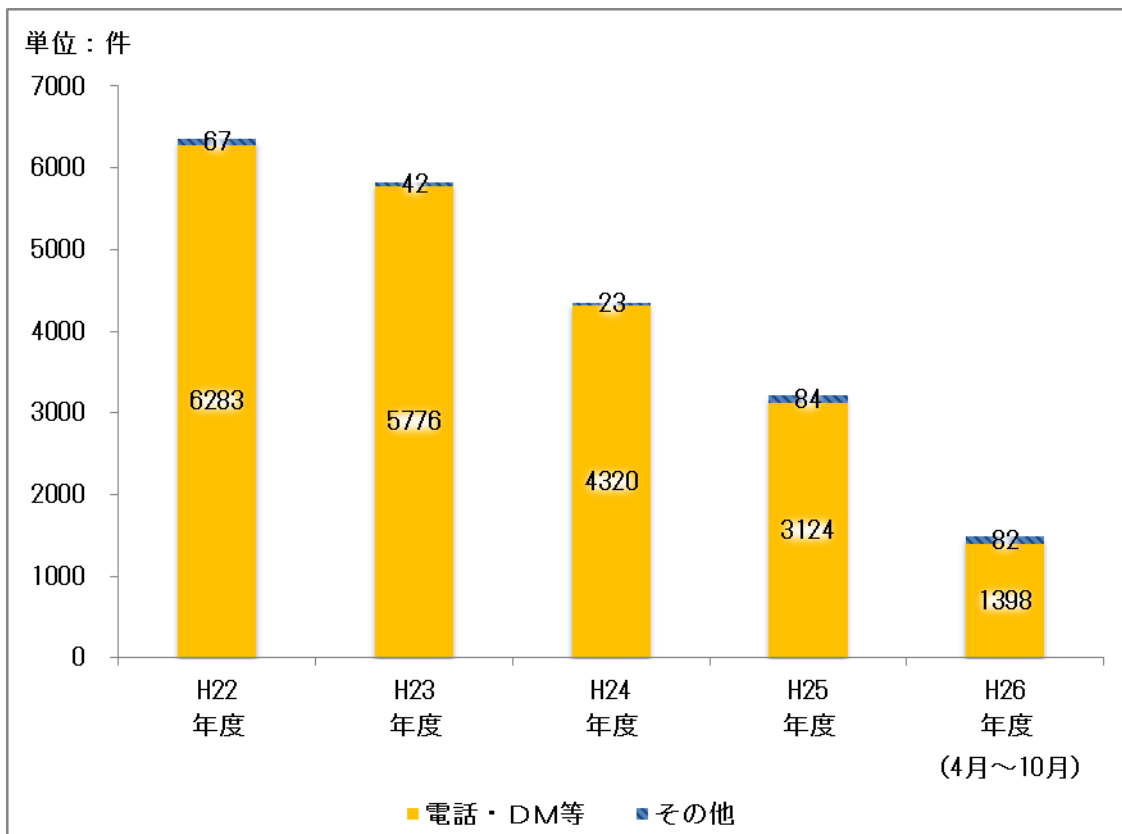




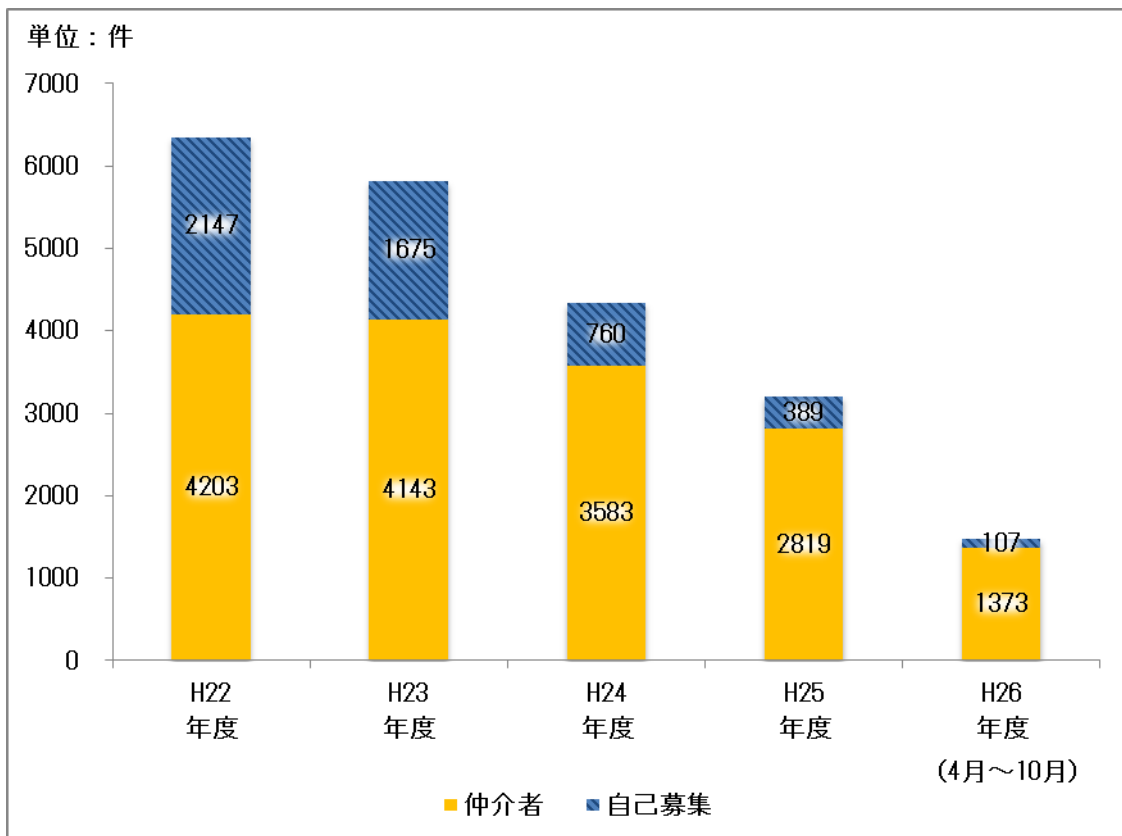
3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成26年10月）



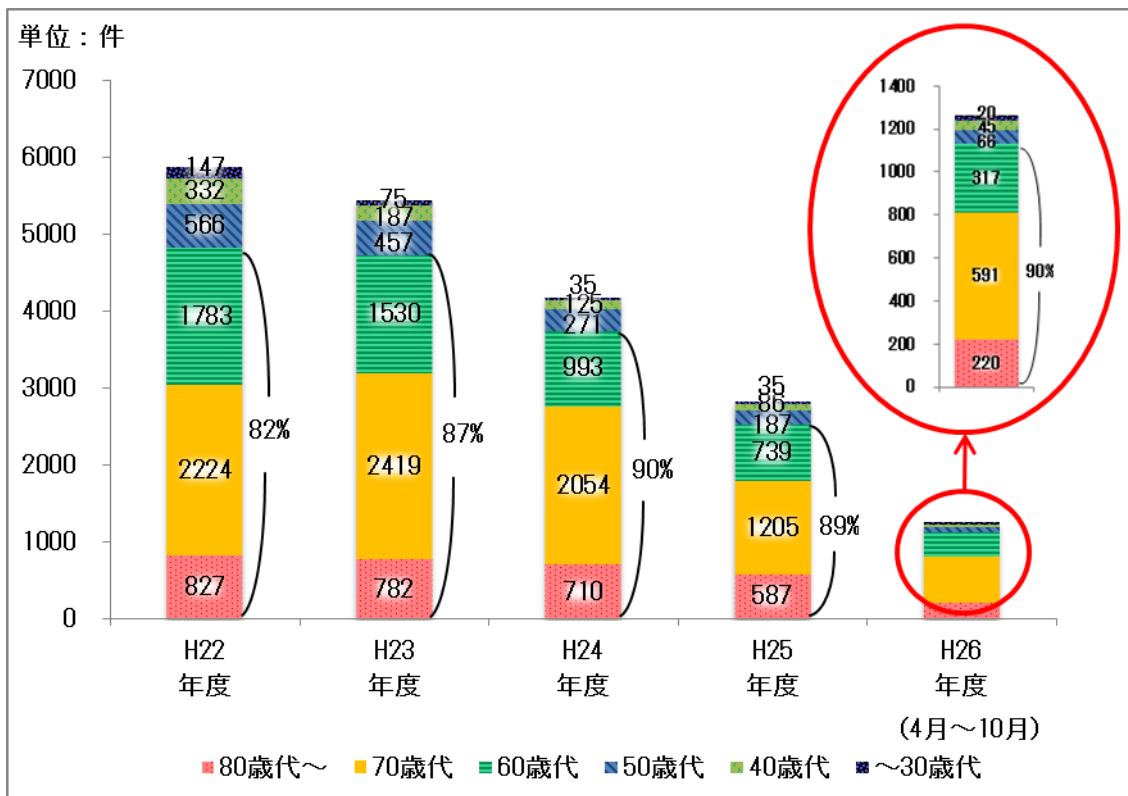
4. 勧誘手法（平成22年4月～平成26年10月）



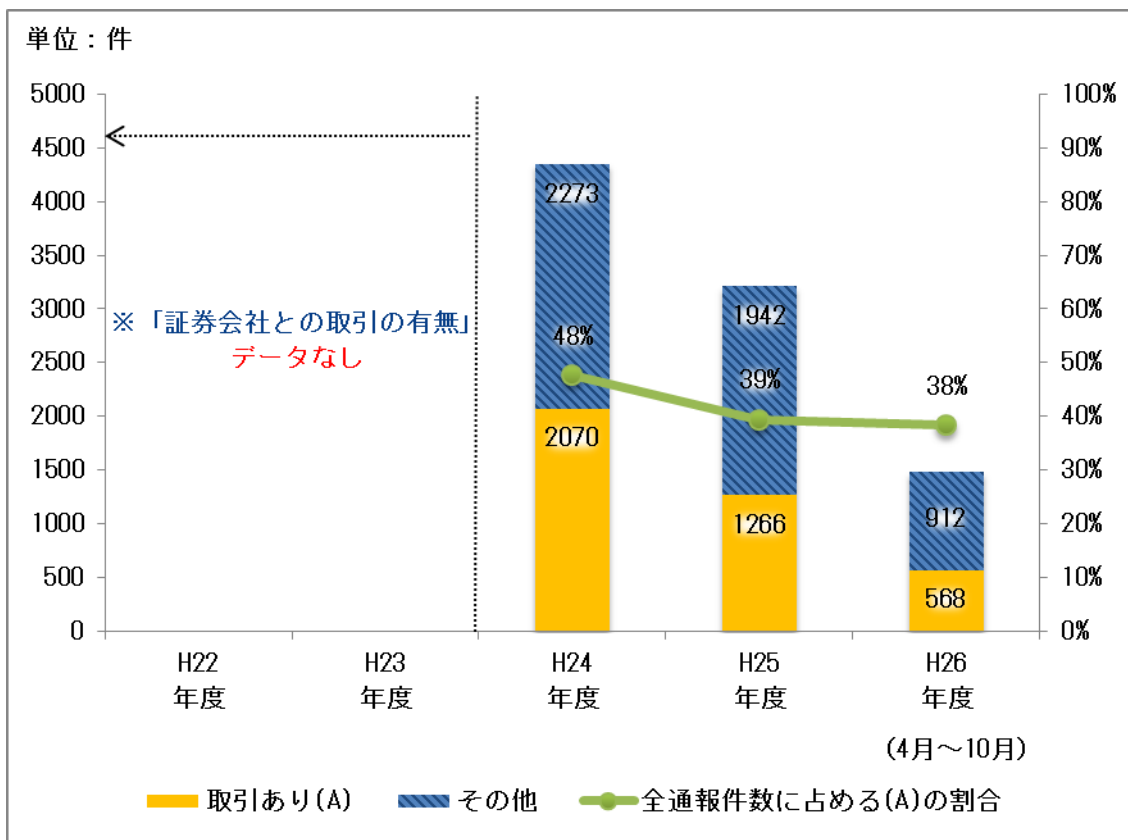
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成26年10月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成26年10月）

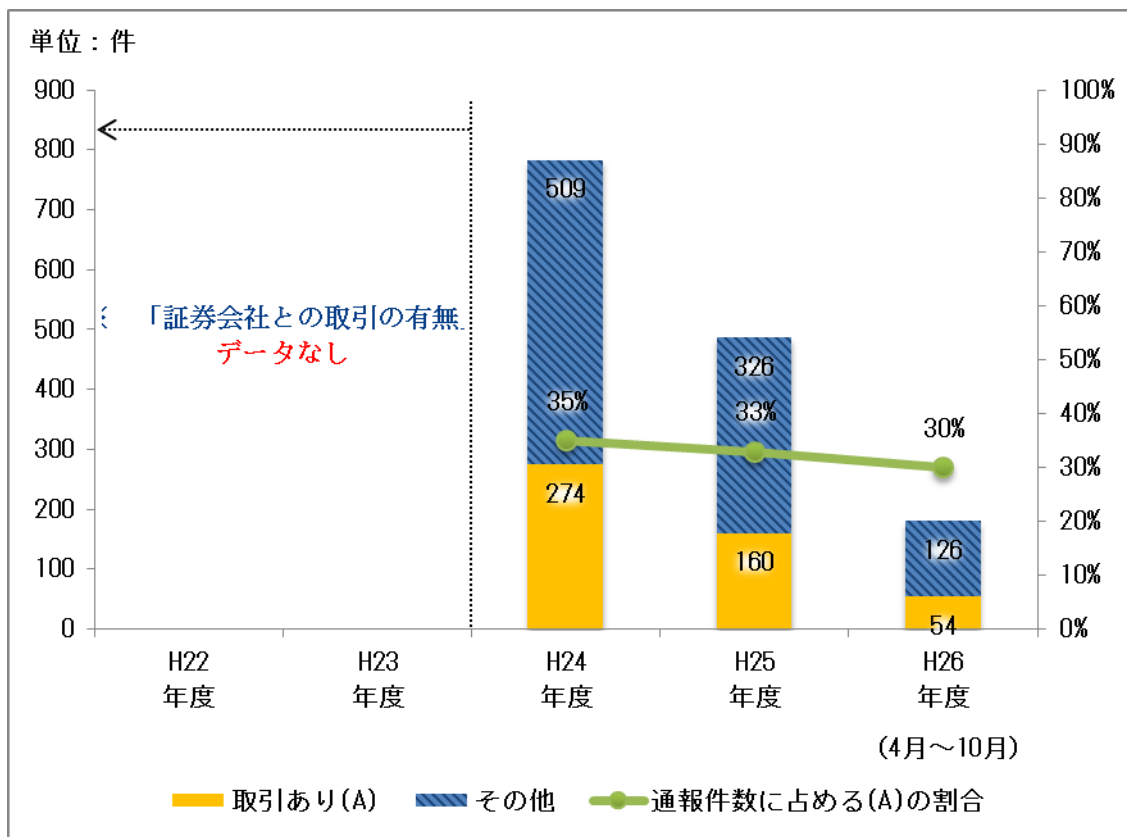


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成26年10月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

(平成22年4月～平成26年10月)



9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成26年10月）

通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）	通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）
北海道	263	1.77	滋賀県	169	1.14
青森県	42	0.28	京都府	285	1.92
岩手県	53	0.36	大阪府	1133	7.63
宮城県	94	0.63	兵庫県	592	3.99
秋田県	24	0.16	奈良県	221	1.49
山形県	71	0.48	和歌山県	87	0.59
福島県	98	0.66	鳥取県	49	0.33
茨城県	307	2.07	島根県	62	0.42
栃木県	152	1.02	岡山県	397	2.67
群馬県	234	1.58	広島県	588	3.96
埼玉県	763	5.14	山口県	345	2.32
千葉県	965	6.50	徳島県	61	0.41
東京都	1642	11.06	香川県	140	0.94
神奈川県	1835	12.36	愛媛県	176	1.19
新潟県	284	1.91	高知県	71	0.48
富山県	63	0.42	福岡県	309	2.08
石川県	147	0.99	佐賀県	27	0.18
福井県	52	0.35	長崎県	48	0.32
山梨県	87	0.59	熊本県	152	1.02
長野県	366	2.46	大分県	64	0.43
岐阜県	308	2.07	宮崎県	61	0.41
静岡県	532	3.58	鹿児島県	111	0.75
愛知県	1110	7.48	沖縄県	24	0.16
三重県	184	1.24	不明	1	0.01

以 上